

令和8年度 公共下水道事業 発注者支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

吉富町公共下水道事業において発注する工事関係業務を専門知識、技術を有する事業所を選定し、支援業務を行うことにより、下水道の円滑な整備を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 公共下水道事業 発注者支援業務

(2) 業務内容

発注者支援業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

26,951,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

28,413,000円（ ” ” ）※R8.2.18 修正

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の（1）～（5）に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（3）次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（4）仕様書の内容を熟知した上で、本プロポーザルに参加できること。

（5）おおむね過去2年間に本業務と同じまたは類似業務の受注実績があること。

(6) 特記仕様書に基づき配置する管理技術者及び現場技術員は、以下に示すいずれかの資格又は経験を有すること。

①管理技術者

- ・技術士（上下水道部門（下水道））
- ・一級土木施工管理技士
- ・その他、上記と同等以上の能力又は経験を有すると認められる者

②現場技術員

- ・二級土木施工管理技士
- ・その他、上記と同等以上の能力又は経験を有すると認められる者

4. 質問に関する事項

(1) 質問方法

参加表明及び企画提案に関して不明な点がある場合は、「質問書(別紙様式2)」に質問事項を記載し、本要領12の担当課にメール又はファックスにより提出すること。電話、来庁等による口頭での質問は受け付けない。

なお、質問は、「企画提案に関する事項」「業務実施に関する事項」に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

参加表明のあった事業者全てに対して、随時、質問内容と回答を示した書類をメール又はファックスにて送信する。

なお、質問の回答内容は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

(3) 質問受付期限

令和8年2月18日（水）午後5時まで

（最終回答は2月19日（木）午後5時までに行う。）

5. 参加表明及び企画提案に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領3の参加資格を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書（別紙様式1） 1部

② 会社概要書（任意様式） 8部

③ 業務実績調書（任意様式） 8部

- ・本業務の同種・類似業務及び下水道の設計・監理に関する業務について契約実績を記載すること。

④ 企画提案書 8部

全てA4判の任意様式とする（必要に応じてA3判の綴じ込みも可）。ページ数の制限はしないが、本要領7「評価基準」に沿った提案内容を簡潔に分かりやすくまとめること。

⑤ 見積書（任意様式） 1部

本業務に係る全ての経費の見積額を提出すること。

必ず業務内容ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格を記載すること。この際、見積書の価格が本要領2（4）委託料上限額の範囲内となるよ

う提出することとし、それを上回る金額で見積書を提出した参加事業者は失格とする。

なお、この委託料上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであり、見積額を評価の対象とすることに留意すること。

(2) 提出期限

- | | |
|----------|--------------------|
| ①参加表明 | 令和8年2月20日(金)午後5時まで |
| ②～⑤までの書類 | 令和8年2月27日(金)午後5時まで |

(3) 提出方法

提出書類を本要領12の担当課に持参又は郵送(必着)にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。

6. 委託候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定者

委託候補者(以下「候補者」という。)の選定は、本町職員で構成する「選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された企画提案書等について、書類審査を実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施にあたり最適な提案をした事業者を、候補者として選定する。

(3) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して書面により通知するものとする。

なお、選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けないこととする。

7. 評価基準（概要）

評価項目	評価基準	配分
会社概要、業務実績、基本方針	技術力、組織体制、経験と実績、本業務実施にあたっての考え方、姿勢	10%
技術力 業務実施体制	管理者技術者及び現場技術員の技術力（経験年数、同種業務の履行実績、技術力）、業務実施体制	30%
業務価格	提案価格に対する評価	30%
業務内容 業務の提案	業務への取組、地域の実情、地形、環境、地域特性などを踏まえた着眼点、問題点、解決方法	30%

8. 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領3に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) その他本要領の定めを反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

9. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

10. 契約

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と本業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。

11. スケジュール

実施内容	日付
質問受付期限	2月18日(水) 午後5時まで
書類提出期限	
①参加表明書	2月20日(金) 午後5時まで
本要領5(1)②～⑤の書類	2月27日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション実施予定日	3月6日(金) 時間は別途調整 ※日程は変更となる場合があります 説明約15分 質疑約15分 計30分程度を予定
審査結果の通知	3月中旬
契約締結	4月1日

12. 担当課

吉富町役場 上下水道課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電話 0979-24-4074

FAX 0979-24-3219

Mail:suidou@town.yoshitomi.lg.jp

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>